練馬区　特定事業所集中減算に係るＱ＆Ａ

令和５年７月６日現在

**◎　制度全般に関することについて**

Ｑ１　４月の紹介率最高法人の割合が80％を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

Ａ１　80％を超えているかどうかは、４月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

①　前期…判定期間　３月分から８月分→減算適用期間　10月分から３月分

②　後期…判定期間　９月分から２月分→減算適用期間　４月分から９月分

【例】令和５年度後期（令和５年９月から令和６年２月まで）で80％を超え、かつ、

正当な理由に該当しない場合は、令和６年４月分の請求から減算することになり

ます。したがって、遡って返還等するものではありません。

※　本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判

　明した場合は、遡って返還を求める場合もあります。

Ｑ２　例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80％を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

Ａ２　特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80％の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

Ｑ３　紹介率最高法人の割合が80％を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（以下「届出書」という。）」を作成しなければなりませんか。

Ａ３　80％を超えていなければ「届出書」の提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成して、２年間保存（実務上、５年間が望ましい。）しなければなりません。

**◎　基本的な提出方法等について**

Ｑ４　提出先の郵便番号、住所、宛先はどこになりますか。

Ａ４　下記の宛先へ郵送またはメールにて提出をお願いします。

　　　〒176-8501練馬区豊玉北6-12-1

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

メール: KAIGO15@city.nerima.tokyo.jp

Ｑ５　「届出書」の提出方法が郵送となっていますが、郵送方法はどうしたらよいですか。

Ａ５　普通郵便でかまいませんが、届いたかどうか心配であれば配達記録や書留などの方法でもかまいません。

　　　なお、「届出書」のコピーと返信用封筒を同封していただければ、コピーに収受印を押して返送いたします。ただし、あくまで「届出書」を収受したことを確認するための対応となりますので、「届出書」の結果通知ではないことをご了承ください。

Ｑ６　３月（９月）15日までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。

Ａ６　必ず間に合うように提出してください。万が一遅れた場合は速やかに提出してください。

Ｑ７　〇年（〇月）末で休止・廃止予定ですが、「届出書」の提出義務はありますか。

Ａ７　作成し保存することは必要です。80％を超えていれば「届出書」を提出してくださ

い。その際、正当な理由の欄に「〇年（〇月）末休止・廃止」と記載してください。

Ｑ８　紹介率最高法人の割合が80％を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している（と思われる）。それでも「届出書」を提出しなければなりませんか。

Ａ８　80％を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、「届出書」の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください（正当な理由に該当するかどうかは、練馬区が判断します）。

Ｑ９　特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（以下「加算届」という。）も提出する必要がありますか。

Ａ９　「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。

①　「なし」から「あり」になる場合

* 特定事業所加算を算定している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなく

　なりますので、「加算届」の提出が必要になります。

②　「あり」から「なし」になる場合

* 「加算届」が提出されなければ、減算が「あり」のままになり、引き続き減算

して請求することになりますので、ご注意ください。

Ｑ10　Ｑ９の「加算届」はいつまでに提出すればよいですか。

Ａ10　「加算届」は、「届出書」と一緒に練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係へ提出してください。判定期間が前期であれば９月15日まで、後期であれば３月15日までが提出期限です。（15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締め切り。）

**◎　計算方法等について**

Ｑ11　「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

Ａ11　その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方全てをカウントします。

* 令和５年度後期の判定期間（令和５年９月から令和６年２月まで）以降は、報酬

請求をしていない自費利用の場合は、カウントしない取扱いとします。

Ｑ12　区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

Ａ12　サービスを提供した月でカウントします。例えば、４月サービス分を月遅れで６月に５月サービス分と一緒に請求したケースは、５月ではなく４月の件数にカウントします。

Ｑ13　介護予防は件数に含まれますか。

Ａ13　含まれません。

Ｑ14　基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

Ａ14　含まれません。

Ｑ15　例えば、Ａ法人のＢ事業所とＣ事業所の訪問介護を利用している場合、ＢとＣそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

Ａ15　紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、Ｂ事業所とＣ事業所の利用者の数を合わせた、Ａ法人の利用者の割合で計算します。

Ｑ16　例えば、同一の利用者がＡ法人とＢ法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

Ａ16　「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は１件とカウントします。Ａ法人とＢ法人に位置付けた居宅サービス計画数（＝分子）には、それぞれ１件ずつカウントします。

【例】

訪問介護の利用者100人のうち、Ａ法人のみ利用が80人、Ｂ法人のみ利用が15人、Ａ，Ｂ両方利用しているのが５人の場合、

Ａ法人は　（80+５）÷100＝0.85＝85％

Ｂ法人は　（15+５）÷100＝0.20＝20％　　になります。

Ｑ17　事業所１、事業所２とありますが、上位２つの事業所を計算するということでしょうか。

Ａ17　計算は上位２つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、３つ以上の事業所を利用している場合、「届出書」に上位２つまで記入し、３つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書　別紙」を使用してください。

Ｑ18　通所介護および地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて分けて計算する必要があるでしょうか。

Ａ18　練馬区では、通所介護等について、①通所介護および地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法と、②地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法のどちらかを選択していただきます。どちらを選択していただいても構いません。

　　【参照】

1. 居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）

の取扱いについて（平成28年５月30日）

1. 平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.1）（平成30年３月23日）

問135

**◎　「届出書」の記入方法について**

Ｑ19　同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

Ａ19　「届出書」には、どちらか１法人を記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください。

Ｑ20　紹介率が80％以下のサービスは記入しなくてもよいでしょうか。

Ａ20　紹介率が80％以下の場合でも、全て記入する必要があります。

Ｑ21　正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。

Ａ21　いずれか１つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありえますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

**◎　正当な理由について**

Ｑ22　「日常生活圏域」とは何ですか。

Ａ22　「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。

Ｑ23　利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。

Ａ23　練馬区では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。

Ｑ24　東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。

Ａ24　第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉サービス評価推進機構

（公益財団法人　東京都福祉保健財団　福祉情報部　評価支援室）

電話　０３－３３４４－８５１５

また、とうきょう福祉ナビゲーション（<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>）

も参考にしてください。